

遠野わさび生産者協議会規約

第1章 総則

第1条 この会は、会員が協力してわさびの振興を図り会員の所得向上と地域特産物の振興に寄与することを目的とする。

第2条 この会は、遠野わさび生産者協議会という。

第3条 この会の事務局は、遠野市農林畜産部 内に置く。

第2章 事業

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) わさびの生産振興に関すること。
- (2) 会員相互の連絡協調並びに情報の交換。
- (3) わさびに関する調査研究並びに資料の交換。
- (4) わさびの消費、販路の拡大並びに宣伝に関すること。
- (5) その他この会の目的達成に必要なこと。

第3章 会員

第5条 この会の会員は、市内においてわさび生産者で組織する団体又は、これに準ずる団体に加入している栽培農家とする。

第6条 会員の資格を有するものは、総会の承認を得て会員となることができる。

2 前項の場合は加入申込書を会長に提出するものとする。

第7条 この会を脱退しようとするものは、あらかじめその理由を記した脱退届を会長に提出し総会の承認を受けなければならない。

第8条 この会は、会員が次の各号の一に該当するときは総会の議決を経て除名することができる。

- (1) この会に対する義務の履行を怠ったとき。
 - (2) この会の事業を妨げる行為、その他この会の信用を失わせると認められる行為をしたとき。
- 2 前項の総会の議決は出席会員の3分の2以上の多数をもってしなければならない。
- 3 除名の議決があったときは、その理由を明らかにした書面をもってその会員に通知する。

第4章 役員

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 6名
- (4) 監事 2名

第10条 この会の理事、監事は総会において会員のうちから選任する。

2 会長、副会長は理事の互選による。

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了であっても後任者の就任するまではなおその職務を行う。

第12条 会長はこの会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は理事会を組織し職務を分掌し、本会の運営に係る事項を決定する。

4 監査は業務の執行状況を監査し、その結果について総会及び理事会に報告し、又は、意見を述べるものとする。

第13条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は学識経験者のうちから理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第5章 会議

第14条 会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会並びに臨時総会とする。

2 総会は会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

3 会議は会長が招集し、その議長となる。ただし、総会の議長は出席した会員の中から選任する。

4 会議を招集するには会議の目的たる事項及び場所を示し 10 日前までに文書をもって通知しなければならない。

第15条 通常総会は毎年会計年度に1回開催するものとする。

2 理事会が必要と認め、又は会員総数の3分の2以上の請求があったときは臨時総会を招集しなければならない。

3 理事会は必要なとき随時開催する。

第16条 会議はその会議の構成員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

2 会議の議事はこの規約に定めのあるもののほか出席者の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員はあらかじめ通知された事項につき書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合はこれを出席とみなす。

4 会議の議事録には会長及び構成員2名以上の署名をするものとする。

第17条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 会費の決定
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) その他理事会が総会の議決を必要と認めた事項

第18条 次に掲げる事項は理事会の議決を経なければならない。

- (1) 業務を執行するための方針に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会の招集に関する事項
- (4) その他事業の執行に関する事項で会長が必要と認める事項

第6章 会 計

第19条 この会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

第20条 この会の経費は、補助金、負担金、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

2 会費の納入は団体の代表者をもって行うものとする。

第7章 雑 則

第21条 この規約に定めるもののほか必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

第1条 この規約は、昭和61年11月1日から施行する。

第2条 この会の設立当初の役員任期は、第11条の規定にかかわらず昭和63年3月31日までとする。

第3条 この会の設立当初の事業及び会計年度は、第19条の規定にかかわらず昭和62年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成15年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月22日から施行する。